

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の規定に基づき、大阪狭山市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、本市公共下水道事業の経営の適正化を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 公共下水道事業の経営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共下水道事業について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する諮問に係る調査審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水資源部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員委嘱後最初の審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。